



高 総 121 号
平成24年3月28日

ボランティアグループ「高取町ご意見番」
代表幹事 中西 宏次 様

高取町長 植村 家忠



「高取町長への公開質問状」に対する回答について

平成24年3月2日付、「高取町長への公開質問状」について、別紙のとおり回答します。

1. 一般国道169号高取バイパスの進捗状況と開通に伴う停滞等の問題点と対策について

・《進捗状況及び安全対策》

- ・ 清水谷地区は、立地的な状況から抱かれる地権者並びに周辺住民の不安を払拭するための施工計画の策定に時間を要しておりますが、現在桜井土木事務所において地元との調整をすすめられています。

一方、松山・兵庫区間にあっては、4月の中旬に供用の運びとなっており、4月8日には「プレウォーキング」が開催されます。

以上が進捗状況ですが、今後懸念されることと対応策として、**問題点①**国道169号線鶴町交差点から松山ランプを経て御所市・大和高田方面へ向かう車両は増加すると考えられ、同時に県道樞原・高取線への流入車両も大きく増加すると予測されます。また、同県道の郡界橋東詰交差点（車木地内）の信号は「変則」信号であることから、現状下でも時間帯によっては車両が同交差点から数百メートルも並ぶ状況が多々見受けられることから、同供用開始に伴い加えて状況が悪化すると考えられることから、地域住民が生活を営む上で通行に際しての安全性等の懸念の声が高まっています。**安全対策①**本町においては特に郡界橋東詰交差点に集中する車両対策となりますが、一市三町四村で構成する国道169号整備促進協議会においても安全対策並びに円滑な道路交通環境確立の観点から議論がなされており、具体的には、「都市計画道路樞原・高取線」、「都市計画道路高取・大淀・吉野線」の早期完成を図るため、関係機関への積極的な要請活動を推進することとなっています。加えて、本町としては、御所市・樞原市・大和高田市方面への車両が同交差点にできる限り集中しないための道路網整備を要望していきたいと考えます。

問題点②県道樞原高取線の兵庫から松山ランプ方面への車両も大きく増加することは言うまでもないところであり、特に松山ランプから国道169号線に向かう車両が大半であると考えられるところであり、松山ランプの接道町道清水谷・市尾・丹生谷線は幅員が狭いとともに歩道がなく、今以上に車両の通行量が増加することによって特に歩行者の危険性が高くなることが懸念され、その路線の隣接にある町立小学校（たかむち）の児童が同町道を横断して登下校することから、保護者及び同町教育委員から歩道の設置等安全対策を望む声が高まっています。**安全対策②**同バイパスの接道町道清水谷・市尾・丹生谷線は幅員が狭く歩行に際して大変危険な状態であることから、桜井土木事務所に対して歩道の設置を要望しているところです。また、鶴町交差点の信号待の車両が増加することが予測されるため、状況を調査の上、信号機の切り替えタイミングの変更を樞原警察署に依頼し承諾をいただいているところです。その他、安全対策看板等の設置を検討していきます。

(質問事項)

2 各種裁判の状況と見込みについて

現在4件の裁判が係争中と承知しておりますが、その状況と見込みについてお知らせ下さい。(債務不存在確認事件の判決等…)

公社の裁判については、昨年実施した行政報告会で報告のとおり、現在4件の裁判案件があり、いずれも係争中です。進捗状況については、以下のとおりです。

① 「売買代金返還請求事件」についてです。

この裁判については、現在、大阪高等裁判所で控訴審が行われています。

現在、双方の意見を交換しております。

② 「債務不存在確認請求事件」についてです。

この裁判については、平成24年3月16日付けで判決の言渡しがあり、公社が全面敗訴となりました。控訴するかどうかについて、理事会に諮り、検討する予定です。

③ 「賃金請求事件」及び ④ 「損害賠償請求事件」については、現在弁論準備段階であり、大きな進展はありません。

質問内容 3 高額な一般廃棄物処理費用について、南和広域衛生組合との交渉結果はどのようになつたのでしょうか。また脱会は許可されたのか、今後の委託先等の動向について。

回答 この件に関しましては、8月25日付の質問に対しまして、今後は、退会に向け、事務手続き等を進めて参りたいと回答いたしましたが、引き続いて、協議は行っていました。

この間12月20日の管理者会議において、9月15日の強硬採決の結論を白紙に戻すのであれば、退会届は取り下げることで合意しました。

その後も下市町加入に関する負担割合等を中心に、再三にわたり、管理者会議並びに大淀町と高取町との2町間協議を重ねてまいりました。

その結果、平成24年2月20日の管理者会議において、ようやく合意を得ることができたわけでございます。

なお、本町の負担割合につきましては、従来から主張していました20%に決まりました。それに伴う規約変更議案が各構成町村議会で可決された後、県知事の許可が出されて、正式に認められたことになります。

平成24年4月から南和広域衛生組合は、下市町を加えた3町2村で発足いたします。

(質問事項)

4 福祉施設用地売却に伴う売買代金未収の件

福祉施設用地売却に伴う売買代金5, 200万円の未収について、結論は。

福祉施設用地については、相手方と売買契約を締結し、契約保証金が納入されましたが、当該土地が仮差押物件という予期しない状況になったことから、残金については、納入にかかる期限を延期していました。仮差押については、取消決定及び保全抗告棄却決定が確定したため、公社としては、残金の支払について年度内の決済を目指し交渉を進めてきましたが、平成24年3月5日付で、相手方より、「当該土地をめぐる一連の係争状況に鑑みて、事業用土地としてふさわしくない土地であったのではないか。」と、売買代金の決済放棄について、最終判断の通知を頂きました。契約保証金についても、決済放棄に基づき、公社に帰属することの了承を得ております。この件については、さる3月8日に公社理事会に報告し、3月9日開催の町議会総務経済建設委員会においても報告をしました。

質問内容 5 平成24年度し尿処理委託業者について、現行委託事業者の権原市で続行なのか、それとも委託契約中断中の八光海運と再契約を締結するのか、お知らせください。

回答 平成24年度し尿処理委託につきまして、できる限り安価で処理したいとの考え方立ち、検討をしてまいりました結果、処理業務は引き続いで権原市に委託することで了承をいただきました。

また、委託期間につきましても複数年を要望しました結果、平成26年度までの3年間の契約の了承もいただき、協定書を締結いたしました。

つぎに本町から権原市浄化センターまでの運搬業務については、八光海運に委託することといたしました。

八光海運につきましては、1年間のペナルティーを課していましたが、会社の業務内容並びに方針、姿勢等を勘案した結果、契約することに問題はないと判断し、前年度よりも安価で運搬業務を委託することといたしました。

(質問事項)

6 各種団体への補助金について

平成24年度各種団体への補助金の復活状況。

平成24年度の予算編成については、民主党政権による交付金等が期待できない事を見越し、緊縮財政を継続したほぼ昨年並みの予算としました。補助金については、その必要性については、充分理解しておりますが、まだまだ予断を許せる財政状況ではなく、多くの借入金や返還金を抱えている状態であり、二度と赤字に後戻りできないという思いを強くしているところであります。このような状況下で、各種団体への補助金を従来どおりに交付することは厳しい状態であり、今年度は、各種イベント補助金として数件予算計上するにとどまっています。今後の補助金のあり方については、町民の皆様方の活動を支援する新たな枠組みづくりの必要性を感じており、十分に検討を重ねていきたいと考えております。

質問事項 6 の回答

平成 24 年度からの町職員、町長、教育長、町会議員の給与、報酬について

○町職員の給与

	減額率	減額期間
給与（管理職）	100 分の 6	平成 21 年 4 月 1 日～ 平成 22 年 3 月 31 日
	100 分の 3	平成 22 年 4 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日
〃（一般職）	100 分の 5	平成 21 年 4 月 1 日～ 平成 22 年 3 月 31 日
	100 分の 2	平成 22 年 4 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日

※平成 24 年 4 月 1 日より減額無しに変更

○町長・教育長の報酬

	条例の本則 の報酬月額	減額率	減額後の額	減額期間
町長	800,000 円	100 分の 25	600,000 円	平成 20 年 4 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日
教育長	610,000 円	100 分の 18	500,200 円	平成 20 年 4 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日

※平成 24 年 4 月 1 日より条例の本則を次のように改正

町長 760,000 円 教育長 579,500 円

○町会議員の報酬

	報酬月額	減額率	減額後の額	減額期間
議長	330,000 円	100 分の 5	313,500 円	平成 21 年 10 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日
副議長	280,000 円	100 分の 5	266,000 円	平成 21 年 10 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日
議員	255,000 円	100 分の 5	242,250 円	平成 21 年 10 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日

※100 分の 5 の減額については、これまでから条例の附則において、「当分の間」と定められていた。この度、報酬審議会の答申を受けず、議会独自で報酬額の 100 分の 5 の減額率は、従前通り附則において、「平成 25 年 3 月 31 日までの間」と 1 年間延長し、賞与は 100% 支給。